慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリス議会エンクロージャーにおける費用の調達 : ウェストン・ターヴィル教区の研究
Sub Title	Finance in English parliamentary enclosurs : an example from a Buckinghamshire parish
Author	重富, 公生
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.54- 72
JaLC DOI	10.14991/001.19900302-0054
Abstract	
Notes	中村勝己教授退任記念論文集 : 西洋経済史・思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」82巻特別号—II（1990年3月）

イギリス議会エンクロージャーにおける費用の調達

——ウェストン・ターヴィル教区の研究——

重　富　公　生

（目　次）

I　本稿の対象と方法
II　負担費用の額について
(1)　額の決定
(2)　実際の徴収額
III　費用調達の実施
(1)　額の公示
(2)　支払いの状況
(3)　延滞者の事情
(4)　小　括

I　本稿の対象と方法

イギリスにおける十八・十九世紀の議会エンクロージャーについては，これまでにさまざまな視角からの研究がおこなわれてきたが，その必要費用を問題にしたものは少なかったのではないか。というのも，費用の問題は産業革命期の「農業革命」[(1)]における議会エンクロージャーの社会的影響（いわゆる小農の消滅をめぐる論争）を確定するための一材料として言及されてきた。そのため，たんに費用の絶対額が高額であったか低額であったかという「水準」の判定のみに関心が集中した[(2)]。

注（1）「農業革命」概念の把握の変化については，以下の拙稿で研究動向を簡単に概観しているので，あわせて参照されたい。「ナポレオン戦争期イギリス農業の位置づけをめぐって——『農業革命』論との関連を中心に——」『愛媛経済論集』第8巻第2号（1988），73-95頁。

（2）Hommond, J. L. & B., *The Village Labourer* (1911, new ed., London, 1978), p. 58; Slater, G., *The English Peasantry and the Enclosure of Common Fields* (London, 1907), chap. X, XI; Tate, W. E., "The Cost of Parliamentary Enclosure in England (with Special Reference to the County of Oxford)", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., V, 2 (1952), 258-265; Martin, J. M., "The Cost of Parliamentary Enclosure in Warwickshire", in: *Agriculture and Economic Growth in England 1650-1815*, ed. E. L. Jones (London, 1967), 128-151. その他の文献については，Brewer, J. G., *Enclosure and the Open Fields: A Bibliography* (Brit. Agric. Hist. Soc., 1972).

費用の真の実態，すなわち費用の内訳やその調達の方法，支払いの状況などについては，最近研究の端緒がひらかれたばかりである。

筆者は現在イングランドのバッキンガムシャーにぞくするウェストン・ターヴィル (Weston Turville) 教区の議会エンクロージャー (1798-1800) の研究に従事しているが，その一環として，前稿で同教区のエンクロージャー遂行のために要した費用（必要経費）の内訳を詳細に観察し，費用からみたエンクロージャーの実態を追ってみた。[3] 本稿はそれをうけて，同教区ではその費用がいかにして調達されたのかを，史料にそくして具体的にみてみたい。したがって本稿は筆者のウェストン・ターヴィル教区の事例研究の一環であるとともに，うえのような研究史的空隙をいくらかでもうめようという目的をもつものである。

費用の調達の問題については，しかしながら，すでにターナーの研究によって確実な前進をみたといってよかろう。[4] かれによれば費用の調達方法は，土地所有者から割当地の面積に応じて一定額を徴収するというもっとも一般的かつ費用の大部分を補った方法のほかに，土地の売却や抵当権の設定などの方法があった（しかしかれは，後二者はごくかぎられた場合にのみ適用された方法であることも指摘している)。ここで注意が必要なのは，土地の売却や抵当権の設定をだれがどのようにおこなったかによって，問題の性質がことなってくることである。すなわち，囲い込み委員（以下，委員という）が土地を売却したり（その結果，割当地の面積は前もって削減されることになる)，抵当をおこなった場合は，ここでいう費用調達の一方法として，土地所有者からの徴収以外の手段とみることができよう。それにたいして，土地割り当ての対象者たる土地所有者がこれをおこなった場合は，委員による賦課金 (rate) の一部を賄う手段となる。ターナーはこの両者のケースをとくに区別せず費用調達 (financing) の問題として扱っているが，本稿で調達という場合，前者のケースが扱われることになる。そして後者のケース，つまり土地所有者たちが賦課金をいかにして捻出したかという問題は，別個の研究考察を要する重要なテーマであるので，ひとまず本稿では除外される。

ウェストン・ターヴィル教区ではエンクロージャー遂行のための公的費用[5]は，原則としてすべて土地所有者からの徴収のみで賄われた。このようなパターンがはたして代表的なものであったかど

注（3） ウェストン・ターヴィル教区の議会エンクロージャーを扱った拙稿は，発表順に以下の通りである。

① 「イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動」『三田学会雑誌』第79巻第6号 (1987)，52-69頁。

② 「イギリス議会エンクロージャーの必要経費について」『愛媛大学法文学部論集経済学科編』第22号 (1989)，77-107頁。

③ 「イギリス議会エンクロージャーにおける経費の支払い状況」『愛媛経済論集』第9巻第2号(1989)，115-127頁。

ここで前稿としているのは，上記②の論稿である。以下本稿では，拙稿②というように表記する。

（4） Turner, M. E., "Cost, Finance, and Parliamentary Enclosure", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., XXXIV, 2 (1981), 236-248.

（5） ここで公的費用というのは，法令にもとづいてエンクロージャーを遂行するために必要な経費のことである。内容は，法令費，人件費，道路や排水溝の経費などであるが，くわしくは拙稿②のとくに81頁〔表1〕を参照されたい。

うかは，にわかには断言できないが，事実としてはうえのターナーが指摘する通り，委員による土地の売却や抵当によって費用を調達した例は，バッキンガムシャーにかんするかぎりごく少なかった。[6] 土地所有者からの費用の調達はエンクロージャーに先だって実施されるのではなく，エンクロージャー中に定期的にひらかれる委員の会合（Commissioners' Meeting，以下，会合という）のなかで額が決定され，しかるのちに徴収業務がすすめられる。[7] ウェストン・ターヴィル教区では1798年6月から1800年7月にかけて16回の会合がひらかれた。土地所有者の賦課金の額の決定および徴収作業は，土地の割り当てとほぼ並行して，第七回の会合（1799年1月）以降におこなわれた。費用の徴収を扱う本稿は，したがって，以下でその過程を観察することになる。

観察にあたり主としてもちいた史料はつぎのようなものである。すなわち，公式の会計簿（IR/M/3/2a：以下，史料の番号はすべて Buckinghamshire County Record Office の整理番号である。[8]），そのほかのいくつかの会計簿（IR/M/3/2/11など），会合の議事録（IR/M/3/5），エンクロージャー直前の土地所有状況一覧表（IR/M/3/1/27）。ほかに補助史料として各種の手紙類（草稿もふくむ），メモなども適宜参考にした。以下本稿でこれらの史料の原文を引用する場合，すべて原文の綴りに忠実に翻刻した。また紙幅の省略のために，本文中でも表の金額の欄と同じく，3-12-7（3ポンド12シリング7ペンス）のように簡略化して表記する場合が多い。

注（6） そのような数少ない教区の例は，Turner, M. E., "Some Social and Economic Considerations of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire, 1738-1865," unpublished PhD thesis, Univ. of Sheffield (1973), pp. 334, 339, 363-364にあげてある。

（7） ただし，このようなかたちで費用が徴収される前に支出を要した費用項目もある。うち，法令（Enclosure Act）を起草・通過・成立させるための議会での費用がもっとも大きい。通常この費用は業務を担当した弁護士（この教区の場合は書記の A. Chaplin が兼ねていた）がたてかえて負担し，のちに若干の利息をつけて支払いを受けることになる。法令費のほかにも早期の支払いを要する項目があったが，これらの費用はどのようなかたちで調達されていたのか。土地所有者たちに別口で前払いを要求することもあったらしいが，この教区ではそのような形跡はない。プレスネルは貸付や抵当といったかたちで銀行家の介入がみられた例をあげている。とくにエンクロージャーが大規模な排水事業をともなった場合にこの傾向が強かったらしい（Pressnell, L. S., *Country Banking in the Industrial Revolution* (Oxford, 1956), vol. II, pp. 354-355)。しかし史料が少ないため，この問題は "...one of the least explored features of agricultural and financial history." と評している（*Ibid.*, p. 349)。この状況はおおむねいまも変わっていない。バッキンガムシャーでは Bledlow(1809-1812) および Quainton (1840-1843) 両教区で銀行家が正式に介在していることが指摘されている（Turner, M. E., "The Cost of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire", *Agric. Hist. Rev.*, XXI, 1 (1973), 45)。ウェストン・ターヴィル教区でこのようなことがおこなわれたかどうかはわからないが，担当弁護士が州都 Aylesbury 在住の治安書記（Clerk of Peace）であったことを考えると，地元の銀行家には名士として顔がきいたに違いない。

（8） 史料をマイクロフィルム化するための手筈を整えてくださった同史料館の Archivist の H. A. Hanley 氏にたいしてここで心から感謝の意を表しておきたい。またこのマイクロフィルムはウェストン・ターヴィル教区と Princes Risborough 教区の議会エンクロージャー史料をふくみ，現在慶応義塾大学三田情報センター（三田図書館）の所蔵となっている（*Buckinghamshire Enclosure Documents*, YB/278/1-6)。同フィルムの入手にあたり御尽力いただいた同センターの新井圭子，川上清子，山田雅子の各氏，慶応義塾大学大学院の堀元子氏，そして同大学経済学部の中村勝己教授に厚くお礼を申し上げたい。

II　負担費用の額について

（1） 額の決定

さきに各土地所有者への賦課金の額は割当地（=所有地）の面積に応じると書いた。一般的にはこれで間違いはないが，厳密には面積だけでなく地質も問題とされ，のちに述べるように家畜等の動産や共有権の有無など，さまざまな判断材料があったらしい。ウェストン・ターヴィル教区でも当然そのような実情を考慮して一人一人額が決定されたはずであるが，その過程を細部にわたって史料的に追うことはできない。また，ウォリックシャーやバッキンガムシャーではヨリ小規模な所有者が相対的に大きい金額を負担する現象がしばしばみられ[9]，場合によっては面積比較では逆転現象もあったと考えられる。一方，教区教会の所有する耕地（glebe land）は一般的に賦課金は免除されていた。のみならず，教会が同時に十分の一税（tithe）の権利も（本来的に）有していた場合は，教会への割当地の柵の造設および造設後七年間（生垣 quickset の成長に必要な期間）の維持の費用は公費で賄われた[10]。教会以外で，たとえば零細土地所有者などが一律に免除される例はほとんどなく[11]，原則として土地所有者はもれなくエンクロージャーの費用を負担したとみてよい。

〔表1〕はウェストン・ターヴィル教区における各土地所有者の費用の負担額の一覧表である。この表では，二重線の左側に所有不動産をフリーホールドとコピーホールドに分けて示し（この点では「土地所有者」とは法律的に厳密な表現ではないが，de facto の状態を表わすものとしてもちいた），たま共有権の有無，居住地名[12]の欄も設けた。負担費用の額は二重線の右側に示したが，(1)委員からの賦課額と(2)負担額の実費を区別した[13]。この区別の生じる理由はあとの（2）項で述べる。表の左の欄は初期の会合で作成された教区内の土地所有状況一覧表に依拠しているが，この一覧表については若干の注意を必要とする[14]。第二回および第三回の会合（1798年7，8月）において教区内の各土地所有者は，自分の所有する開放耕地・旧囲い込み地の面積，家畜の頭数，共有権等を申告するようもとめられた。のちの割当地決定のための基礎的な判断材料となる一覧表は，このときの申告にもとづいて書記によって作成された。ただしこの一覧表はその後教会の扉に掲示され，内容についての異議が第四回（1798年9月）以降の会合で受け付けられた結果，かなりの修正が施された。したが

注（9） Turner, "Cost Finance, and Parliamentary Enclosure", 329.

（10） Martin, *op. cit.*, 139.

（11） Turner, *op. cit.*, 329.

（12） IR/M/3/1/4が居住地のリストになっている。表中の空欄はこのリストに明記がないもの。

（13） 表の右側の欄は主として議事録（IR/M/3/5）添付の賦課額一覧表によった。

（14） この一覧表（IR/M/3/1/27）にはつぎのような表題がある。

"**An Alphabetical** list of the names of the several Proprietors of Lands and other Rights within the parish of Weston Turville in the County of Bucks who have delivered in their Claims to the Commissioners appointed for dividing and inclosing the open and Common fields of the said parish together with an account of the property mentioned in each Claim."

なお IR/M/3/1/3/10もこの表とほとんどおなじで，若干の書き込みがある。

〔表 1〕 各土地所有者の主要動産・不動産および賦課額一覧表

氏名	freehold 保有（カッコ内は copyhold） 家屋敷数[a]	小家屋数	旧囲い込み地面積 (a. r. p.)[b]	開放耕地面積 (a. r. p.)	共有地権利保持者（○印）	居住地（教区名）	(1) 委員による賦課額 (£-s-d)	(2) 負担額の実費 (£-s-d)
Alnutt Henry		1	8. 3. 7.	26. 2. 5.		High Wycombe		
Axtell John		1	0. 1. 0.			Weston Turville		
Buckingham Marquis of			56. 0. 0.	110. 0. 0.	○	Stone	261-4-1	344-5-1
Burnham Joseph Esqr.	1	2	0. 2. 0.	2. 2. 0.	○	Aylesbury	29-8-0	11-0-6
				(10. 2. 0.)				
D^{o}. late Woodcock				(9. 1. 0.)				
Burnham Joseph Esqr.			2. 0. 0.	11. 1. 0.				
Bates William		(1)		3. 2. 0.		Weston Turville	8-13-6	30-1-6
Burtt William		1	2. 0. 0.	22. 2. 0.	○	Weston Turville	64-5-10	61-12-10
				(8. 0. 0.)				
Barker John	1		0. 3. 20.			Aylesbury		
Barnett Charles		3	3. 0. 0.			Burnham (Somer.)		
Baldwin Jacob		3	1. 0. 0.		○	Aylesbury		
Brill William			0. 0. 0.	0. 1. 0.		Weston Turville	1-4-5	4-15-11
Busby and Randolph				70. 0. 0.		Bicester (Oxon.)	129-3-0	229-4-0
Collett Rob. Stratford Esqr.	1		42. 0. 0			Wendover	24-5-3	24-5-3
Croxford Thos. and Colleberry his wife and W^{m}. Humphry Church	2		3. 2. 0	7. 1. 0.	○		16-10-8	50-17-8
Croxford Thomas		1			○	Wendover		
Croxford Mary		1			○	Wendover		
Cotsford Edwd. Esqr.		1 Seite	6. 2. 0.	5. 0. 0.	○			
Dell Fell & Co. (Barker)	1		1. 2. 0.			Aylesbury	4-3-5	21-6-5
Fitkin Robert		1			○	Weston Turville		
Goodson Aquilla		1	1. 0. 0.			Halton	5-14-0	6-11-0
Goodson Joseph		3	2. 0. 0.	30. 2. 0.	○	Weston Turville	65-7-8	△9-11-10
Grace Thomas	1		32. 0. 0.			Walton	15-18-9	15-18-9
Grand Junction Canal Company							97-14-8	62-19-8
Hampden R^{t}. Hon. Lord Visc^{t}.			16. 0. 0.		○	London	4-16-0	4-16-0
Hughes John	1		1. 0. 0.	21. 2. 0.		Redgrave (Sfflk.)	43-6-0	66-4-0
Hill Thomas	1		0. 0. 0.	5. 0. 0.				
Hitchcock Richard				2. 0. 0.	○	Walton	3-2-8	△5-12-10
Heywords Hook				3. 0. 0.	○			△0-7-0
Hunt Rev^{d}. D^{r}.[c]	1	1	8. 0. 0.	57. 0. 0.	○	Margham[h]		145-12-6
Jackson Joseph	1		2. 0. 0.	48. 3. 0.	○	London	94-7-0	63-16-0
King Sir Jno. Dashwood			6. 3. 19.	1. 0. 6.		West Wycombe	7-0-2	7-18-2

Keen William		1			○	Weston Turville		
Lowndes William Esqr.	1		75. 0. 0.		○		97-5-1	28-5-7
Minshull Willm. Esqr.	1	(d)	6. 0. 0.	124. 0. 0.	○	Aston Clinton	236-3-2	18-3-2
Mercers Company(e)		(f)	64. 3. 0.	456. 3. 0.	○	London	922-4-7	989-3-1
Newman John Esqr.			250. 0. 0.	5. 0. 0.			190-0-2	140-19-8
Newman Thomas			8. 0. 0.			Wendover	4-18-8	4-18-8
Neighbour William		2	1. 3. 0.	14. 0. 0.	○	Weston Turville	33-1-8	22-17-8
Neighbour Edwd.		2	4. 0. 0.	13. 0. 0.	○	Weston Turville	60-16-8	59-3-2
			(2. 0. 0.)	(3. 0. 0.)				
Pakington Sir John(g)			23. 1. 11.				5-8-8	5-8-8
Purssell Rich^{d}.				4. 3. 0.	○	Weston Turville		
				(27. 2. 0.)				
Purssell Francis		3	4. 0. 0.	38. 0. 0.	○	Weston Turville	111-9-9	116-11-9
				(19. 0. 0.)				
Poor Land				11. 0. 0.	○		19-16-1	△6-3-11
Rawlinson George	1	1	1. 0. 0.	0. 3. 0.	○	Weston Turville	35-17-1	39-18-7
				(15. 2. 0.)				
Sanders Elizabeth				61. 0. 0.			116-5-8	118-9-8
Simons Thomas		2		27. 2. 0.	○	Weston Turville	53-6-11	87-13-11
Simons John		1	5. 0. 0.	2. 0. 0.	○	Hogshaw(h)	27-4-8	53-1-2
				(11. 0. 0.)				
Smith Thomas		1			○	Wendover		
Tompkins J. W. Esqr.(i)			108. 2. 0.	14. 0. 0.	○	Weston Turville	93-14-9	129-5-3
Winter Thos. Esqr.			71. 0. 0.			Chipping Norton (Oxon.)	41-19-7	41-19-7
Wycombe Earl of		1	72. 0. 0.	103. 0. 0.	○	London	237-3-1	257-6-7
Lake Ger^{d}.								△0-12-0
Valuation								△79-12-6
						合　計	3163-1-4	3163-1-4

表注：(a) 家屋敷数は，"Messuages"，小家屋数は "Cottages" である。
(b) それぞれ，acre, rood, perch の略である。
(c) 但し書きがあり，"All the great and small Tythes of the Parish except M^{r}. Lowndes' Farm which is under an annual Payment"
(d) "The Seite of Two Cottages." この "Seite" という表現がしばしばでてくるが，意味がよくわからない。家作がなく，土地だけということか。
(e) 但し書きがあり，"The Manor of Hyde"
(f) "8 Cottages and Seites"
(g) 他の史料には "Packington" の表記もある。但し書きがあり，"The Manor of Broughtan Hollands otherwise Broughton Staveley"
(h) この綴りの教区は州名を確認できなかった。
(i) 但し書きがあり，"The Manor of Butlers and Molyns"

ってこれは完全に正確な一覧表ではない。にもかかわらずここで典拠としてもちいたのは，第一に修正の内容は大半が（〔表1〕に不記載の）家畜の頭数および共有権の細目の変更であること[15]，そしてそのかぎりで土地面積の大勢には影響がないこと，第二にその後この種の（修正版）一覧表は作成されなかったので，わかる範囲の部分的修正を施すよりも手をくわえないかたちでの使用がむしろ史料的に妥当であると考えられることによる。

さて，厳密な賦課額の決定方法はわからないが，〔表1〕の左側の動産と右側の(1)委員による賦課額を少しく見くらべてみると，額は囲い込まれる開放耕地の面積にほぼ比例していることがよみとれる。いま，賦課額の総計約3,163ポンドを裁定書に記載された囲い込みの対象となる開放耕地の面積1,402エーカーで除すれば，2.26という数字がえられる[16]。あまり意味のある計算ではないかも知れないが，この数字は1エーカーあたりの負担額の見当をつけるためのひとつの目安となろう。そこでもう一度表をみてみると，実際開放耕地面積の2倍強程度の額が大半を占めていることがわかる。同時に面積だけからは判断できない額のバラツキがあり，他の事情が逐一考慮されたものと思われる。列挙すれば，面積だけでなく，耕地としての土壌的・位置的な優劣も問われたであろう[17]し，家屋敷数，家畜等の動産，教区在住者か否か，共有権の有無とその種類（表ではスペースの都合で単純化して示した），フリーホールド所有かコピーホールド所有か，そして所有する旧囲い込み地の面積も考慮に入れられた。最後の旧囲い込み地については，いうまでもなく直接エンクロージャーによる再配分の対象となるものではないが，十分の一税の代替[18]や新割当地もふくめた土地の交換にかかわっていたので，費用負担はまぬかれなかった。もっとも，当然のことながら開放耕地よりは低率で算定されているようである。表で目についたところでくらべてみても，たとえば A. Goodson と T. Grace は他の条件はほぼ同じで，旧囲い込み地の面積だけが大幅に違っている。その結果両者の賦課額にも差があるが，ただその差は面積ほどではない。またこの T. Grace と J. Goodson の方をくらべると，開放耕地と旧囲い込み地の総面積はほぼ等しいのに，大部分が開放耕地の Goodson の方がはるかに金額が大きい（共有権の有無も若干かかわっていると思われる）。このように賦課額は開放耕地の面積を基調にしながらも，うえにあげた各土地所有者の諸事情を勘案して決められたのである[19]。

しかしながら，以上みられる算定法にあてはまらない特殊なケースも散見される。その第一は，

注（15） 議事録のこの部分は以下に翻刻されている。Shigetomi, K., "Enclosure Commissioners' Minute Book: Weston Turville in the County of Buckingham (1)",『愛媛経済論集』第9巻第1号（1989），149-150頁。

（16） Tate, W. E. & M. E. Turner (eds.), *A Domesday of English Enclosure Acts and Awards* (Reading, 1976), p. 68. 申告分の合計は，実際のそれとややことなっている。

（17） 委員の側でも測量士による測定をおこなっていた。

（18） 十分の一税の代替については，拙稿①63頁注（42）参照。

（19） この表の数字をつかって何らかの相関関係を算出することは可能かも知れないが，典拠とした史料の性質上，あまり意味のあることではあるまい。しかしべつの方法でもう少し関係をはっきりさせることはできるかも知れない。

表では家屋および土地を所有せずに費用のみを負担しているGrand Junction Canal Companyなる法人である。この会社は土地所有状況一覧表（IR/M/3/1/27）では所有地の申告がなく，のちの会合での異議申し立てもない。しかし公式の囲い込み地図（Plan, IR/8B）では一定面積の土地の割り当てを受けている。そして地図中の説明の部分にT. Grace, R. Hampden, J. W. Tompkinsから合計二十数エーカーの土地を購入したことが記されている。どの時点でこの売買がおこなわれたのか，またこのようなケースはこの会社だけのことなのかは何ともいえない。第二に，ウェストン・ターヴィル教区在住者で家屋・土地ないし共有権を保持しながら，賦課金がない場合である。表中でこれにあてはまるのは，負担の免除が通例であったと思われる巡査（constable）のH. Hookと教区牧師のRev. Huntをのぞけば，順にJ. Axtell, R. Fitkin, W. Keen, R. Purssellの四人である。このうちAxtell, Fitkin, Purssellの三人はエンクロージャー時の道路工事の請負者および労働力提供者としてひんぱんに登場し，相応の報酬を受け取っている[20]。この報酬とエンクロージャーの賦課金との間で何らかのかたちでの相殺がなされていたのではないかという推定もできよう。もうひとりのW. KeenはR. Fitkinと同じく家屋および共有権のみで，所有地はない。1798年の地租査定簿（Land Tax Assessment）には“occupier”として名前があがっている[21]。また救貧税を負担しているところから[22]，むしろ教区内では家屋のみを所有するテナント・ファーマーとみなすべきであろう[23]。しかしそうはいっても，賦課金がゼロなのは腑に落ちない。

（2） 実際の徴収額

以上賦課額の決定法について述べたが，実際に各土地所有者が負担をもとめられた金額はその額とはことなっていることが多かった。理由は，決定額につぎのふたつの修正がくわわったからである。

第一に，第七回会合（1799年1月）において，測量士のW. Collissonにたいしてつぎのような業務命令がくだっている[24]。

> Ordered That Mr. Collisson do set a value on the several hedges standing on the respective allotments as boundary and Subdivision fences together with the trees growing thereon And also on the hedges growing and standing on the several old Inclosures given and taken in Exchange with the trees growing therein and make out a stated Debtor and Creditor account thereof.

すなわち，土地の再配分によって持ち主を替える割当地および旧囲い込み地の樹木，生垣，柵等の

注（20） 拙稿②II節（3）項参照。
（21） IR/M/3/2/8/4.
（22） IR/M/3/2/8/3.
（23） 事実かれは，第八回会合でMercers CompanyとRev. Huntにたいして“broken rent”（拙稿①63頁注（44）参照）の支払い命令を受けている。
（24） IR/M/3/5.

〔表 2〕 "An Account of Moneys Received by the Commissioners from the Proprietors and by them paid or allowed to other Proprietors on Account of Balance of Hedges and Trees Bought and Sold as follows vizt."

Received	(£-s-d)	Paid	(£-s-d)
Of the Most Noble the Marquis of Buckingham K. G.	66-11-0	To William Minshull Esq.	243-0-0
Of The Worshipful the Company of Mercers London	25-13-6	To the Right Honourable the Earl of Wycombe	10-17-6
Of Messrs. Dell, Fell and Barker	19-8-0	To William Lowndes Esqr.	28-0-6
Of William Bates	27-8-0	To John Newman Esq.	49-0-6
Of William Burt	0-4-0	To Thomas Simons	18-6-0
Of John Hughes	31-15-0	To Joseph Burnham Esq$^{r's}$. Exuc.	11-0-6
Of Busby and Randolph	109-4-0	To Joseph Jackson	34-18-0
Of Aquilla Goodson	3-17-0	To Joseph Goodson	60-17-6
Of John Simons	25-16-6	To Gerard Lake Esqr.	0-12-0
Of Elizabeth Saunders	2-4-0	To William Neighbour	2-14-0
Of Edward Neighbour	22-9-6	To the Company of proprietors of the Grand Junction Canal	34-15-0
Of George Rawlinson	9-6-6	To Richard Hitchcock	8-15-6
Of Francis Purssell	9-18-0	To the Constable of Weston Turville[b]	0-7-0
Of Colleberry Croxford	41-17-0	To the Commissioners for the Valuation of the Trees and Hedges[c]	79-12-6
Of the Trustees for the Poor of Weston Turville[a]	1-12-0		
Of Sir John Dashwood King Bar^{r}.	0-18-0		
Of William Brill	3-11-6		
Of John William Tompkins Esq.	35-10-6		
Of the Rector of the Parish of Weston Turville	145-12-6		
(合計)	582-16-6	(合計)	582-16-6

表注：(a) 〔表 1〕では "Poor Land" の項目にあたる。〔表 3〕でも同様。
(b) 同じく "H. Hook" にあたる。
(c) 実際は balance 額決定のための測量費として，Collisson が受け取った (IR/M/3/2/3/25)。

〔表 3〕 "An Account of Money Received of the Proprietors by the Commissioners and by them paid or allowed to other Proprietors on Account of Inequality of Fencing the several Allotments & c. as follows vizt."

Received	(£-s-d)	Paid	(£-s-d)
Of The Most Noble the Marquis of Buckingham K. G.	16-10-0	To Messrs. Busby and Randolph	9-3-0
Of The Right Honoble. the Earl of Wycombe	31-1-0	To William Burt	2-17-0
Of The Worshipful the Company of Mercers	41-5-0	To William Bates	6-0-0
Of William Minshull Esq.	25-10-0	To Joseph Burnham Esq$^{r's}$. Exec.	7-7-0
Of Joseph Jackson	4-7-0	To Colleberry Croxford	7-10-0
Of Thomas Simons	52-13-0	To Messrs. Dell Fell and Barker	2-5-0
		To Joseph Goodson	14-2-0
		To Aquilla Goodson	3-0-0
		To John Hughes	8-17-0
		To William Lawndes Esq.[a]	40-19-0
		To Edward Neighbour	24-3-0
		To William Neighbour	7-10-0
		To Francis Purssell	4-16-0
		To the Trustees for the Poor of Weston Turville	27-12-0
		To George Rawlinson	5-5-0
(合計)	171-6-0	(合計)	171-6-0

表注：(a) 議事録 (IR/M/3/5) 添付の表では 40-19-1 となっているが，計算してみると本表が正しい。

金額計算を測量士が担当した。[25] そして実際にはこれらを得るか失うかによって，賦課額から差し引かれたり，それに加算されたりした。〔表2〕は公式の会計簿（IR/M/3/2a）からの抜粋であるが，この表では加算が "Received"，差し引きが "Paid" の欄に示されている。

第二の修正については，同じ回の会合でやはり Collisson に別の命令がくだっている。[25]

Ordered That the Surveyor do apportion the quantity of fencing amongst the several Proprietors and ascertain what each Proprietor should pay or receive for having too little or too much fencing after the rate of 30 shillings per chain.

こちらの修正については必ずしも実態がはっきりしないが，つぎのようなことではなかろうか。新たに割り当てられた土地の柵の造設（fencing）は当該土地所有者の義務とされており，エンクロージャー終了後一定期間内に完成することがもとめられた。しかしながらうえの樹木などの場合と同じように，ここでもさまざまなかたちの不公平を勘案しなければならない。具体的には，すでに割当地に何らかの外柵がしつらえてあったり，割当地の形状の都合で面積と柵（周囲）の長さの比のバラツキが大きかったことが考えられる。このような有利・不利は，賦課額に加算したりそれから差し引いたりすることで調整された（"chain"＝66フィートあたり30シリングという率がそのさいの基準となろう）。〔表3〕はこの分の修正額で，〔表2〕と同じ会計簿から抜粋した。やはり加算は，"Received"，差し引きは "Paid" の欄に示されている。

これらふたつの修正を委員の賦課額にほどこして算定されたのがさきの〔表1〕の(2)の欄である。次節でみるように，第八回会合以降，この(2)の額をもとに徴収作業がすすめられていく。

Ⅲ 費用調達の実施

（1） 額の公示

各土地所有者の負担額が一覧表のかたちで公示されたのは第八回会合（1799年2月）においてのこ

注（25） 算出された額を知らせる回覧状が書記によって作成されたが，その草稿が残っている（IR/M/3/2/8/10）。

(Circular)

Aylesbury 29 Jan. 1799

Sir/

The Surveyor for the Weston Turville Inclosure having valued the Trees hedges bushes and fences standing & being on the several allotments and on the old Inclosures which are given up to be alloted or exchanged, I write to inform you that the amount of the balance you have to receive/pay on such valuation is £-s-d

I am Sir Y^{r}. obed^{t}. hble. Ser^{t}.

書記の Chaplin は委員と教区民の間の通信業務を担当したが，かれ宛の手紙はよく保存されているのにたいして，かれが送付した手紙は（当然のことながら）ほとんど残存していない。それゆえ，以下この種の手紙はすべて草稿（draft）にたよることになる。

（26） IR/M/3/5.

とであったが，徴収作業そのものはすでに第七回から始まっていた。この会合ではつぎのような議事録の記載がある。[27]

Ordered That the Surveyor do send to Mr. Chaplin a stated account of what each Proprietor has to pay towards the expences of the Act the Grass seeds the roads and the public fencing and for the inequality of fencing as well as for the hedges and trees bought and sold that he may be enable to inform the Proprietors respectively what they have to pay.

Ordered That Mr. Chaplin do on receiving such account write to the Proprietors to request them to pay their proportions to the Commissioners at their next Meeting on Wednesday the thirteenth of February at the George Inn in Aylesbury or if more convenient at any time previous thereto to Mr. Chaplin at his Office in Aylesbury.

ここでは測量士が，前節の第一および第二の修正を考慮して各土地所有者の実際の負担額を算定すること，そのうえで書記の A. Chaplin が各土地所有者に額を通知し，支払いの要請をおこなうことが命じられた。史料の議事録のこの部分には欄外に "done 36" の書き込みがある。この種の書き込みはしばしばみられるが，ここでは費用負担者数にほぼ相当する36通の手紙が書記によって書かれたものと解釈してよい。実際つぎの第八回会合で負担額の一覧表が公示されると同時に，土地所有者の費用の納入も始まっている。

（2） 支払いの状況

そこで〔表4〕によって第八回会合以降の納入（＝支払い）の状況をみてみよう。[28] この会合は1799年2月12日から16日にかけてひらかれたが，会合期間中の支払いは，人数的にも金額的にも全体の半分ほどにとどまる。納入者にしても必ずしも全額を支払ったわけではない。これからエンクロージャー完了の翌年7月まで，委員は1年半の長きにわたって延滞者への催促に追われることになる（完了の時点でさえまだ数人の未納者がいた）。第八回会合においても，さっそく延滞者に支払いの催促をすることが決められ，書記が延滞者にたいして直接手紙を書くように命じられた。[29]〔表4〕によれば，会合後の2月23日，3月2日に三名の支払いが記録されている。

つぎの第九回会合（同年3月27～30日）ではとりわけ Busby & Randolph にたいして，負担額のうち〔表2〕の "balance for hedges and trees" にあたる 109-4-0 を急ぎ支払うようにもとめている。そして他の延滞者についても，つぎのような告知（notice）を教会の扉に掲示して支払いを促

注（27） IR/M/3/5.

（28） この表は会計簿（IR/M/3/2/11）の "Received" の欄を，綴りもそのままに翻刻したものである。ただし表中の○印は筆者のものである。

（29） "...It is ordered that the Clerk do write to such defaulters informing them that the same must be immediately paid to Mr Chaplin, as the Commissioners mean to conclude the business with all possible dispatch." (IR/M/3/5).

すこととされた。[30]

Weston Turville Inclosure
March 30th 1799

We the Commissioners of the said Inclosure Do hereby Order that all the Proprietors of Lands within the parish of Weston Turville in the County of Buckingham who have not already paid their respective shares and proportions of the rate for defraying the charges and expences of obtaining the Act of Parliament for the said Inclosure and carrying the same into excution do pay the same into the hands of Mr. Chaplin of Aylesbury on or before the first day of May next; and that the necessary steps be taken to enforce this order against such persons as do not pay their respective shares of the said rate as aforesaid.

Tho. Bainbridge
R. Davis
John Fellows

この告知では来る5月1日までに支払わない者にたいしては "the necessary steps" が執行されるとあり，前回より一歩踏み込んだ委員の態度が表明されている。そのためかどうか名指しされたかの Busby & Randolph は，5月15日および25日に全額を支払ったことが記録されている。一方この間にひらかれた第十回会合の最中の5月13日に，未払分の額および氏名を記したつぎのようなリストが作成された。[31]

Weston Turville Inclosure - Remaining unpaid - 13 May 1799

	£-s-d
✳Buckingham Marquis of	……144-5-1
✳Busby & Randolph	……109-4-0
Burnham Jos. Esq.	……11-0-6
Cadell Esq. or Ld. Wycombe	……257-6-7
Croxford Colleberry	……50-17-8
Dell Fell & Barker	……21-6-5
Grd. Junctn. Compy.	……62-19-8
Hampden Visct.	……4-16-0
King Sr. J. Dashwood	……7-18-2
Lowndes Wm. Esq.	……28-5-7
✳Mercers Compy.	……489-3-1
Minshull Wm. Esq.	……18-13-2
Newman John Esq.	……140-19-8
Pakington Sr. John	……5-8-8
Tompkins J. W. Esq.	……129-5-3
Winter Thos. Esq.	……41-19-7
The Rector	……145-12-6

注 (30) IR/M/3/2/9.
(31) IR/M/3/2/8/12a.

〔表 4〕 費用の納入状況（金額のあとの○印は支払い完了を表わす）

支払日（月日）	支　　払　　人	金　額（£-s-d）
1799年		
2. 13.	Recieved of Lord Buckingham	200-0-0
〃	of Mr. Rawlinson	39-18-7 ○
〃	Mr. Burt	61-12-10○
〃	Mr. Thomas Simons	87-13-11○
〃	Mr. Joseph Goodson	65-7-8
〃	Mr. John Simons	53-1-2 ○
〃	Edward Neighbour on Account	36-13-8
〃	F. Purssell	116-11-9○
〃	Wm. Neighbour	22-17-8 ○
〃	Thomas Newman	4-18-8 ○
〃	Mr. Randolph (on account)	60-0-0
〃	Wm. Brill	4-15-11 ○
〃	of Weston Turville (p. Thos. Simons)	21-8-1
〃	Mr. Jackson	63-16-0 ○
〃	Aquilla Goodson	6-11-0 ○
〃	Mr. Busby on Account	60-0-0
〃	Mr. Hitchcock	3-2-8 ○
2. 14.	Wm. Bates	30-1-6 ○
〃	John Hughes	66-4-0 ○
〃	Mercers Company on account drawn for by Mr. Chaplin	500-0-0
2. 15.	of Mr. Grace by Mr. Dell	15-18-9 ○
2. 23.	Edward Neighbour in full	22-9-6 ○
〃	Elizabeth Saunders	118-9-8 ○
3. 2.	R. S. Collett Esq.	24-5-3 ○
5. 15.	Reced. of Mr. Randolph his share of balance of hedges & Trees	54-12-0
5. 25.	of Mr. Busby - Do.	54-12-0 ○
6. 8.	of Mr. Parrott remainder of the Marquis of Buckingham's rate	144-5-1 ○
〃	Recieved the remainder of the Mercers Company's rate	489-3-1 ○
1800年		
2. 14.	of John Newman Esq.	140-19-8○
3. 5.	of Colleberry Croxford on Account	36-17-8
3. 15.	of Mr. George Rawlinson for trees & Hedges on the Rector's Allotment	26-14-0
5. 8.	of the Exors. of Joseph Burnham Esq.	11-0-6 ○
6. 10.	of Messrs. Walford & Golby, the late Mr. Winter's rate	41-19-7 ○
〃	of the Grand Junction Canal Company	62-19-8 ○
〃	of J. W. Tompkins Esq.	129-5-3 ○
7. 7.	Croxford	14-0-0 ○

前頁の＊印の人物は史料では "pd." と注記があるが，そのすぐあとの5月から6月にかけての支払者をのちにチェックしたものらしい。これらの延滞者を〔表1〕でみてみると，Tompkins 以外は全員ウェストン・ターヴィル教区以外の在住者であることに気付く。

さて再び〔表4〕の方に目を移すと，6月8日の二名の支払いを最後に，翌年の2月14日まで八ヶ月の長きにわたってまったく費用の納入がなされなかったもようである。この時期の会合の議事をみると，第十一回（1799年7月）ではこの件についての議事はなく[32]，第十二回（9月）では延滞者

注（32） ただ，W. H. Church（C. Croxford の息子）宛の7月12日付の督促状の草稿が残っており，そこには7月15日からつぎの会合がひらかれるので，できるかぎりすみやかに支払われたいとある（IR/M/3/2/7/4）。

が数名いるためにエンクロージャーの終了が遅れていることが報告されている。つぎの第十三回（10月）でも同じことが報告され，書記が督促状を書くよう命じられているが，この督促状の草稿（draft）は史料にはない。これはいまのところ筆者の推測であるが，長期間にわたって費用の納入がなされず，また会合でも延滞分の徴収に本腰を入れていないように思われるのは，最後の6月18日に納入された Mercers Company の金額が大きかったので，しばらくの間は報酬の支払いなどの会計業務が順調にすすんだのではないか。[33]

翌1800年に入ると，しかしながら会計業務にも支障がでてきたもようである。1月27日付の延滞者のリスト "rates unpaid" が残っているが，当然前回のリストの＊印以外の人名と一致している。[34] このリストにもとづいて何通かの督促状が発送されたらしく，やはりこれらの草稿が残っている。[35] 内容は共通して，来る2月13日開始の第十四回会合までに費用の納入をもとめる文面になっており，氏名および金額の記入もある。うち，氏名だけをあげてみると，J. Burnham, C. Croxford, Dell Fell & Barker, W. Minshull, J. Newman, Sir J. Pakington, T. Winter。しかし〔表4〕によればこのなかで2月13日までに納入した者はなく，会合中の14日に J. Newman が支払っているにすぎない。業を煮やした委員は，延滞者にたいする不動産差し押えの準備を書記に命じた。議事録には以下のようにある。[36]

> Ordered That Mr. Chaplin do write to defaulters informing them that if the same be not immediately paid the Commissioners will be under the necessity of signing Warrants of Distress to be put in force against them pursuant to the powers vested in the Commissioners by the Act of Parliament.

これを延滞者に通知した Chaplin による手紙が残っている。[37]

この「威嚇」が効を奏したのか，つぎの第十五回会合（5月20～24日）までに C. Croxford, G. Rawlinson, J. Burnham が納入している（ただし前二者は全額ではない）。一方，T. Winter にたいしては5月20日までに支払うようにとの，何度目かの督促状が書かれた。[38] この第十五回では不動産差し押えの準備が一歩すすみ，議事録には "Ordered That the Clerk do prepare Warrant of Distress to be Signed by the Commissioners in order to enforce payment of the same." と記されている。[39] 結局最後の第十六回会合（7月3～5日）までの納入者は順に T. Winter, Grand Junction Canal Company, J. W. Tompkins であった。この最後の会合中にいま一度延滞者のリスト "Arrears" が作成されている。[40] そこに記された氏名および額は，C. Croxford 14-0-0,[41] Dell

---

注（33） 報酬の支払いについては，拙稿③参照。

（34） IR/M/3/2/8/12c. ただしこのリストでは，1800年の7月7日までの納入者の名前がのちに抹消された跡がある。

（35） IR/M/3/2/7/2/3-5.

（36） IR/M/3/5.

（37） IR/M/3/2/7/2/2.

（38） IR/M/3/2/7/2/1.

（39） IR/M/3/5.

Fell & Barker 21-6-5, Viscount Hampden 4-16-0, Sir J. D. King 7-18-2, W. Lowndes,[42] W. Minshull,[43] Sir J. Pakington。[44] うちCroxfordは，〔表4〕によればこの会合の終了直後の7月7日に支払いをすませた。またKingの7-18-2, Hampdenの4-16-0は，ずっとあとになって委員による本来の執酬の支払いが大幅に遅れた道路測量士のFrancis Purssellに，それぞれ1807年9月12日，10月17日に直接支払われたことがわかっている。[45] しかし残る四人の総額73ポンドあまりの未納金がはたして支払われたのか，支払われたとすればいつどのようなかたちであったかについては，もはや史料は何も語らない。

（3） 延滞者の事情

これらの延滞者は，当然何らかの事情があって，場合によってはやむをえず費用の納入を遅らせたのであろうから，つぎに納入する側の事情を考えなければなるまい。しかし，これにかんする史料はその性質上ほとんど残っていない。ここでは延滞者のうち，手紙等の史料によってその事情を垣間みることのできる二者の事例をとりあげてみたい。

Colleberry Croxfordは，〔表1〕によれば夫Thomas（表のすぐしたのThomasとは別人である）および息子William Humphry Churchと共同名義で不動産・動産の申告をおこなっている。居住地は史料には明記がない。彼女は7エーカー1ルードの開放耕地と3エーカー2ルードの旧囲い込み地，2件の家屋敷と共有権を有していた。委員による賦課額の16-10-8にたいし負担額の実費が50-17-8とかなり高くなっているのは，〔表2〕の"balance of hedges and trees"の支払額が大きかったからである。さてColleberryは，費用の徴収が始まった1799年2月から5ヶ月たっても納入しなかったので，7月になって督促状が発送されたらしく，その草稿が残っている（7月12日付，注（32）参照）。督促状は，ただし，彼女ではなく息子のW. H. Churchにあてられたものである。おそらくこれを受けて，Churchは未払いの理由を陳情する手紙を書記のChaplinへ送付した。[46] 手紙には日付はなく，発信所（おそらくChurchの住所）がSurreyのCroydon教区となっている。主な内容は，先日督促状を確かに受け取ったこと，母はウェストン・ターヴィル教区内の所有地にはあまり有利さがないと思っていること[47]（".....my Mother has a less Interest in the property....."，この文面からすれば，Colleberryの居住地も教区外か？），現金を調達次第支払うのでいま少しの猶予を願いたいことなどである。しかし，この年の下半期は委員の徴収活動があまり熱心におこなわれな

注（40） IR/M/3/2/8/1.

（41） 金額のあとに"Mr. Dixon will pay this"という但し書きがある。Mr. Dixonについては次項参照。

（42） 金額の記載はないが，〔表1〕では28-5-7。

（43） 同じく，18-3-2。

（44） 金額の5-8-8に抹消の線がある。

（45） 拙稿③124-125頁参照。

（46） IR/M/3/2/7/3.

（47） しかしCroxfordはエンクロージャーの反対者ではない（IR/M/3/2/8/2）。

かったこともあって，Croxford の分も翌年に持ち越され，ようやく委員は他の数人の延滞者とともに彼女にも来る2月13日までに支払うようにとの督促状を送った。(48)

Church から Chaplin にあてた2月11日付の再度の陳情書には，母の（教区内の）小さな土地のレント収入ではとても賦課金を賄いきれないこと，そこで土地の木材の売却によってそれを補う予定であること，そしてすでに Wendover 教区（バッキンガムシャー）の T. Senior 氏と契約をむすんでおり（".....In order to do all in her power to raise the Money she has contracted with Mr. Senior of Wendover for the sale of the Timber upon the property at a Sum nearly sufficient to pay her share."），この契約の Agent を引き受けた Dixon 氏（やはり Wendover 在住）が母に代わって支払うはずであることなどが記されている。(49) この直後，やはり Church からの手紙を受け取ったらしい Robert Dixon は2月13日付で Chaplin への手紙を書いた。(50) それによれば，私（Dixon）ではなく Senior 氏自身が三週間内に支払う手筈になっているとある。細かくいえば西暦1800年は閏年ではないので，三週間後とは3月6日になるが，事実〔表4〕には前日の3月5日に Croxford 名目の納入項目がある。しかし納入額の 36-17-8 は全額ではない。

残額の 14-0-0 については，この年の5月になって支払い督促状が書かれた。(51) 内容は，すでに Dixon 氏によって賦課金の一部が支払われたが（さきの Dixon 氏の手紙の内容と矛盾しており，何らかの事態の変化があったらしい），残額がまだあるので5月20日開始の次回第十五回会合までに支払うようもとめている。この時点ですでに書記が準備をすすめていた不動産差し押えの対象候補となっていたと考えてよかろう。事実としては最後の会合直後の7月7日に残額の支払いがなされているが，この時には木材以外の手段で現金を調達したものと思われる。

もうひとつの事例はロンドンの Mercers Company である。同社は〔表1〕からわかるように，開放耕地および旧囲い込み地をあわせて500エーカーあまり所有し，教区内最大の土地所有者であった。エンクロージャー費用の負担額も，そのために 989-3-1 と最高額である。〔表4〕によれば同社は各土地所有者の負担額が公示された1799年2月14日に500ポンドを支払ったあと，4ヶ月のブランクがあって6月8日に残額を支払った。このブランクにかんして，つぎのような手紙が残っている。手紙は1799年1月24日付の Robt. Cawne（おそらく同社の財務担当社員）より Chaplin にあてられたもので，これは額の公示にさきだって Chaplin より前もって額の通知を受けたことへの返答であろう。(52) ここには3ヶ月の支払い猶予が希望されており，その理由が ".....It would be very unpleasant for the Company to sell Stock at the present time, when in three Months they will have Effects to pay their Proportion....." と述べられている。すなわち，3ヶ月（実際には4ヶ月）という期間は費用捻出のための資産のヨリ有利な売却を企画してのことであった

注 (48) IR/M/3/2/7/2/5.
(49) IR/M/3/2/7/7.
(50) IR/M/3/2/7/6.
(51) その草稿は IR/M/3/2/7/2/5
(52) IR/M/3/3/4.

と知られよう。Croxford のケースでは賦課金の捻出のためにそれ相当の金策に腐心したことが推察されるが，Mercers Company の場合は，むしろ有利な財務運営の一手段として4ヶ月の延滞を選択していたと解釈できる。

（4） 小 括

以上，本稿ではウェストン・ターヴィル教区における議会エンクロージャーの費用の調達，すなわち土地所有者からの費用の徴収の過程を観察してきた。本稿の性質上独立した結論部をもうけることは適当ではないので，二点ほど簡単に指摘してむすびとしたい。

第一にエンクロージャーの費用の「水準」の問題である。単純に計算すると，この教区の費用は開放耕地1エーカーあたり2.26ポンド（3,163ポンド÷1,402エーカー）となる。この数字はすでにウォリックシャーならびにバッキンガムシャーについて明らかにされたこの時期の費用水準としては，ほぼ標準的なものであるといえよう。[53] しかしそこで議論されているように，この「水準」自体，費用の負担者たる各土地所有者にとってどれほど苛酷なものであったか（なかったか）については一概には論じられない。その理由は，ひとつにはこの教区では前項で扱った二者以外に負担する側の事情を示す史料がほとんど残っていないからであるが，やはり指摘されている通り，エンクロージャーの費用は本稿で問題にした公的な経費 "institutional cost" だけでなく，べつの費用がくわわったからである。そのなかでは割り当てられた土地に柵を施す費用がもっとも大きく，少なくとも公的費用と同額か，場合によってはそれ以上にのぼったことが明らかになっている。[54] それゆえにこそ〔表3〕の "inequality of fencing" というかたちでこの負担額の可能なかぎりの公平化がはかられたのである。柵を完成させる期限もあらかじめ法令（Enclosure Act）によって厳格に定められており，長くとも裁定書正式完成（＝エンクロージャー終了）後12ヶ月とされ，保全・改修の義務も定められていた。[55] これを公的費用の（エーカーあたり）2.26ポンドとあわせれば，相当の負担額になったに違いない（ごくおおまかな基準にすぎないが，ミッチェルの統計ではイングランド・ウェールズの農業労働者の1797年の平均年収は約30ポンドとなっていることを記しておく）。[56]

しかしながら，少なくとも公的な費用を負担するにあたり，しばしばいわれるように「小農」層

注（53） Martin, *op. cit.*, 145-147 ; Turner, "The Cost of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire", 42-43.

（54） Turner, "Cost, Finance, and Parliamentary Enclosure", 238-239.

（55） 印刷されたこの教区の法令の文面に，つぎのように記されている（IR/M/3/1/1, p. 22）

...and several other Allotments to be set out and appointed in pursuance of this Act shall, within Twelve Months next from the Date of the said Award, or within any shorter Space of Time to be appointed by the said Commissioners, be well and effectually inclosed, hedged, ditched, and fenced, and such Hedges, Ditches, and Fences be repaired, maintained, and supported by and at the Expence of the respective Owners and Proprietors thereof for the Time being, in such Manner and Proportions as the said Commissioners shall, in and by their said Award, order, direct, and appoint...

（56） Mitchell, B. R., *British Historical Statistics* (Cambridge, 1988), p. 153.

の困窮といったかたちでの一般的事態はここでは史料には現われていない。たとえばさきにあげた1799年5月13日の時点での延滞者のリストにのぼった人名は，1人を除きすべてウェストン・ターヴィル教区以外の在住者であった（Croxford のみはっきりとはいえない）。かれらにとってこの教区のエンクロージャーは教区在住者ほど切実な（生活のかかった）問題ではあるまい。さらに延滞をつづけた1800年1月27日の同リストの人名7人のうち，4人は "Esquire"，1人は "Sir"，1人は法人となっていた（残り1人が Croxford）。なかでも W. Minshull, Esq. および J. Newman, Esq. は〔表1〕によると，開放耕地と旧囲い込み地をあわせてそれぞれ約130，250エーカーを所有する・平均水準をはるかに超えた土地所有者である。これらの事態から推せば，延滞の長期化は一部の（必ずしも小規模とはかぎらない）土地所有者の，ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーへの関心（＝利害）の薄さとヨリ密接に関係しているように思われる。

結局本稿では費用の調達 financing を，各土地所有者のレヴェルではなくエンクロージャーを遂行する立場での問題としてみてきた。費用の「水準」のあたえる影響を論じるためには，公的以外の費用もふくめて，各土地所有者自身の調達の実態を観察することが不可欠であろうし，さらにはエンクロージャー後の一定期間の土地所有状況の変化＝土地所有者の消長をみる作業が必要であろう。

最後にもう一点，この延滞の長期化について委員の側の事情も考えてみたい。委員は各会合で書記に命じてたびたび督促状を送付させているし，また延滞者のリストを作成して支払いを盛んに促していたことは事実である。にもかかわらず，延滞の長期化は委員の側にも原因があったのではないか？　具体的にみていこう。一例として1799年6月8日の支払いから1800年2月14日のそれまで，8ヶ月以上も費用の納入のない期間がある。これは最後に支払った Mercers Company の額が大きかったので委員の側の会計事情が好転したためと推察しておいた。これをもう少し精確に，業務全体の収支の状況，すなわち収入として〔表4〕の納入状況と，支出，つまりスタッフの人件費等の支払い分で史料（領収書等）によって確認される分とを比較してみよう。(57)

時期を二三区切ると，まず費用の納入が始まった第八回会合（1799年2月13～16日）での収入は1,500ポンドたらずの納入総額であるのにたいし，同期の支出は委員等への人件費の550ポンドとおそらくはこの時期に払われた議会での法令作成費441ポンドあまり，都合約1,000ポンドである。つづく2月17日以降から同年5月25日までの収入は同じく274ポンドにたいして，支出は公共の柵や道路の経費などの324ポンドとなっている。ここまでの時期を総じて，領収書等の支出を示す史料が残っていない分を勘案すれば，収支がほぼバランスしているとみてよい。その後6月8日に Mercers Company 他一名から合計600ポンドあまりの納入があったのにたいして，この日から翌1800年2月14日までの支出はやはり柵や道路などで511ポンドとなっている。となればこの8ヶ月間の終りの方，つまり1800年の1月に入って委員が手元の残金が少なくなり，再び督促状を送付し

注（57）以下の叙述の典拠等については，拙稿③を参照されたい。

たのも納得されよう。2月14日にようやく延滞者の一人が140ポンドを納入したが，この分はさっそく翌15日に測量士の Collisson，道路測量士の F. Purssell に報酬としてそれぞれ60，40ポンド支払われている。これで残金が再び底をつくと残りの延滞者にたいして，今度は不動産差し押えの準備をすすめることで強い姿勢をみせた。

しかしその後も会合の終了の7月まで納入は迅速にはすすんでない。いきおい報酬の支払いも少しずつ済され，委員や測量士自らも7月になってようやく報酬の残りを受け取っている。さらにいえば，公共の柵の造設担当業者は早くとも1804年までは報酬の残りを受け取っていないし，さきの F. Purssell にいたっては1809年になって報酬の残額が支払われていないため，委員を相手に訴訟さわぎを起こしている。以上のことから推察すれば，委員（財務の実務は書記の Chaplin が担当していたようである）の徴収業務の遂行にあたっては，業務の組織化・効率化がすすんでいる一方で，いわば場あたり的，なしくずし的な性格も残っていたようである。この教区の委員は T. Bainbridge, R. Davis, J. Fellows の三名であったが，とくに後二者は経験豊富であった。Davis はバッキンガムシャー内で11回の委員職をつとめ，Fellows は同じく29回，州内では最多の経験をつんでいる。[58] ただ両者にとってウェストン・ターヴィル教区での経験は早い方にあたり，そのことが業務の遂行にあたって若干影響しているのかも知れない。

〔付記〕 本稿は，平成元年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）による研究成果の一部である。

（愛媛大学法文学部講師）

注（58） 拙稿①58-59頁。